

〔骨董集上編下末〕天和貞享の比の雛人形○圖

略圖

井原西鶴が遺稿を元祿八年印行せる、俗つれぬといふものあり、四のまきに美女のすがたをゑがけり、そのさま此ひいなにいさゝかもたがはず、その繪のかたはらにかきて云、玄めつけ島田かみさきもあともおなじだけにして、まん中にひらもとゆひをかくる、又云、ふきまへがみくぢらのひれのまがりたるものを入れて、かみのうごかぬやうにす、又云、ふきびん云々といへるも、此ひいなのさまによくあへれば、これを天和貞享のころのものとさだむ、西鶴がさうしかけるは、おほかたそのころなればなり、かゝれば此ひいなのかみは、玄めつけ島田、ふきまへがみ、ふきびんといへるゆひぶりとあるべし。

〔歴世女裝考三〕寶髻といふ髻

唐土は國の開闢より、女も卷髮風俗なるゆゑ、歴世に髪の結ひやうに名ある事、彼國の書どもに散見する處枚舉に遑あらず、御國は神の御代より、女は垂髪なるから、髪のゆひやうに名ありし事さらになし、然るに人王六十代醍醐天皇の御世にいたりて、結髪するに寶髻といふ名始て延喜式衣服ノ下位にみえたり、されど宮女皆寶髻なるにはあらず、内親王内命婦禮服の時は寶髻なり、支註に、一品已下五位已上寶髻を去るとあり、此寶髻の事を令義解に、寶髻とは金玉を以て飾物なり、是乃神代の餘風なりといへるは、神代は男女とも髻に殊を飾る事、前にいへるが如し、さて此寶髻の形狀は、安齋隨筆赤鳥の巻に上ツ代の結髪といふは、垂髪を頂の上へとりあげて、瘤の如くにしてそれを結て、釦子を刺なりといはれたり、雅亮裝束抄に、釦子の刺様くはしくみえたれども、寶髻の事はみえず、たゞ釦子につけてある紐を頭にいふしかたをくはしくあるしあるをおもへば、寶髻なりし事推て玄かる、いと後の物ながら、さいしをかざりたる圖をこゝに出して、榮花源氏枕のさうし、式部が日記などにもさいしさして云々とある、そのさま寶髻のゆひぶりを